

## 森のイノベーションラボ FUJINO 会員規約

### (趣旨)

第1条 この規約は、森のイノベーションラボ FUJINO（以下「森ラボ」という。）の入会契約を締結した会員の利用について必要な事項を定めるものとします（以下「本会員規約」という。）。

### (規約の同意)

第2条 会員は会員登録を行うことによって、本会員規約と、森のイノベーションラボ FUJINO 利用規約（以下「利用規約」）を遵守することに同意したものとします。

### (会員の利用スペース)

第3条 会員は、3階 森ラボ OFFICE と2階 森ラボ COWORKING、3階の MEETING ROOM、PERSONAL BOOTH（以下本施設）を利用できるものとします。また、2階は電話や簡易な会議を行えるスペースとし、3階 森ラボ OFFICE は仕事に集中するスペースとしての利用を前提とします。

### (入会資格)

第4条 会員は次のことを理解した上で、入会の申し込みを行うものとします。

- (1) 運営者からの各種告知事項を必ず確認し、運営者の要請があった場合は、協力すること。運営者の指定するデジタルツール（slack）を確認すること。
- (2) 整理整頓や身だしなみ等に配慮し、運営者や他の会員との共創の場であることを理解すること。
- (3) 会員は、運営者が各種イベントや施設内を撮影し、森ラボ web サイトや各種メディアに掲載する可能性があることを予め承諾すること。ただし、利用者の秘密情報等には触れないように運営者は配慮するものとする。
- (4) 本規約、利用規約以外にも、運営者が個々に定める施設ルールを遵守すること。
- (5) 公序良俗に反することのないよう、森ラボが円滑に運営を行えるように運営者と協力し合うものとする。

### (利用料金)

第5条 会員制とし、以下のとおりの月額利用料を設定します。ただし、利用時間や利用方法について個別料金が設定されることもあるものとします。

- (1) 正会員 7,700 円（税込）個人での利用を行う場合
- (2) 法人 A 会員 13,500 円（税込）従業員数 5 名以下で 1 名/日の利用の場合  
※個人利用だが、領収書等が法人名義が必要な方。
- (3) 法人 B 会員 33,000 円（税込）中小企業基本法による中小企業で利用人数が 3 名/日までの場合

(4) 法人 C 会員 55,000 円 (税込) 中小企業基本法の定義に当てはまらない大企業の場合で、利用人数が 5 名/日までの場合

(個室利用)

第 5 条 MEETING ROOM、PERSONAL BOOTH の個室利用については、月に 40 時間までは無料とし、それを超える場合は追加料金が発生します。

- 2 個室利用については、運営者に予約をして利用するものとします。
- 3 個室利用についての詳細は別途定めるものとします。

(同伴者)

第 6 条 MEETING ROOM、2 階 森ラボ COWORKING の利用において、会議、打ち合わせのため、訪れる同伴者においては、1 日 2 時間を原則として滞在できるものとします。会員の業務のため、関係者を MEETING ROOM 以外に入室させる場合は、準会員として事前に登録するものとします。

(駐車場)

第 7 条 森ラボには会員駐車場がないため、会員及びその同伴者は近隣の民間駐車場を利用するものとします。

- 2 1 週間前までに運営者に申請し、またその他利用が予定されていない場合、イベント時搬入に限り、1 時間程度、森ラボ敷地内の関係者駐車場を利用できるものとします。

(契約期間)

第 8 条 契約した月の契約期間は契約日よりその月の末日までとし、以降、次月よりは、当月 1 日より末日までの 3 ヶ月間が契約期間となります。契約終了の 1 ヶ月前に運営者及び会員から解約の申入れがない限り、3 ヶ月間延長されるものとします。

- 2 会員契約の更新をしない場合（即ち退会を希望する場合）には、契約満了日の属する月の前月末日までに、会員契約を更新しない旨の意思表示を書面で、運営者に通知しなければなりません。従って書面で通知した場合の契約解除日は、通知日の属する月の翌月末日となります。書面での通知が行われない場合、本規約は更に 1 ヶ月間、自動的に更新されるものとし、その後も同様となります。
- 3 解約後、施設内の私物を撤収しない場合は、会員がその権利を放棄したものと見なし、運営者は会員に対し、何ら通知することなく、任意にこれを廃棄もしくは処分する事ができ、それに伴い会員は甲に対し金銭等、何ら請求することが出来ないことを予め同意いただきます。
- 4 本建物、本施設が何らかの理由で、使用ができなくなった場合、運営者は 3 ヶ月前の通告を行います。これによる損害の責を運営者が負うことはありません。

(修繕)

第9条 運営者並びに本建物所有者が実施する修繕は次に掲げるものなどがあります。

- (1) 本施設及び本建物共用部の躯体及び付属施設の維持保全に必要な修繕
- (2) 電気・水道等を使用するインフラ設備に関する修繕
- (3) 本施設及び本建物共用部にある情報設備に関する修繕
- (4) 本施設及び本建物共用部の修繕

2 会員は、修繕すべき個所を発見したときは、速やかに運営者にお知らせ下さい。

3 会員の故意又は過失による又は、使用方法に原因が存することが明確である場合の故障や修繕は会員の費用負担となる場合があります。

4 第1項の規定に基づき運営者又は本建物所有者が修繕を行う場合は、運営者は、あらかじめ、その旨を会員に通知します。この場合において、当該修繕の実施を拒否できません。

5 運営者及び本建物所有者が本施設及び本建物共用部（付帯設備を含む）の修理、改修又は増築のため、本施設、本建物共用部の全体若しくは一部の使用を中止する必要があると認めるときは、会員に対し、本施設の全体若しくは一部の使用中止を要請することがあります。この場合において、当該使用中止を拒否できません。また、この使用中止に対しての賠償等を行いません。

6 会員は故意又は過失により、本施設内及び本建物共用部に破損箇所を生じたときは、運営者に直ちに届け出て確認を得て下さい。その届出が遅れたため生じた損害は、その賠償責任を会員が負わなければならない場合があります。

(規約の改定)

第10条 本会員規約は運営者が必要と判断した場合、内容が変更されることがあります。なお、変更の際には、運営者から利用者へのwebでの通知等を行いますが、運営者に故意または重過失がある場合を除き、変更に伴う責任を運営者は一切負わないものとします。

(規定外事項)

第11条 本会員規約に定めのない事項及び契約条項の解釈に疑義を生じたときは、運営者及び利用者は、誠意を持って協議し、その解釈にあたるものとします。

(委任)

第12条 本会員規約に定めるもののほか、森ラボの運営に必要な事項は別に定めるものとします。

附 則

本会員規約は、令和4年4月5日から施行します。

令和4年5月7日 一部改訂。